はじめに

『はじめよう!ちばチャリスタイル』



『ちばチャリスタイル』とは、環境にやさしく、健康にも良い自転車を、楽しく安全に、 自発的に利用する千葉市らしい生活スタイルです。

本市では、千葉市らしい生活スタイルである『ちばチャリスタイル』の実現に向け、市民や 事業者の皆様と共に自転車を活用したまちづくりを推進しています。



自転車を活用したまちづくりの将来像

- ・自転車を賢く利用し、便利で、健やかに心豊かな生活を楽しむことができるまち
- ・歩行者、自転車利用者、自動車運転者がお互いに思いやりを持ち、安全で、快適に移動できるまち



第1章

計画の基本的事項



1-1 計画の背景と目的

1 計画の背景

本市は、東京湾沿いの海辺、花見川や都川等の河川、谷津田や里山などの自然及び地域資源に恵まれ、また、全体として平坦な地形であることから、自転車を非常に利用しやすい環境にあります。

自転車の利用には、近距離の移動に便利、健康増進に効果的、乗ると楽しい、環境負荷軽減 に寄与、購入費と維持費が安い、災害時に機動的など、さまざまなメリットがあります。

また、自転車の種類も多様化しており、若者を中心に人気のあるスポーツバイクのほか、 女性や高齢者もスイスイ走れる電動アシスト付自転車の普及など、多様な広い世代が幅広い シーンで自転車を手軽に利用できるようになっています。

一方で、自転車に起因する重大事故の発生や多額の損害賠償請求、公共の場における自転車の放置、スマートフォン等の「ながら運転」など、自転車利用者に対するルールやマナーの問題も発生しており、自転車が走行する環境の整備を推進するとともに、自転車利用者のルールの遵守及びマナーの向上について、自転車利用者の意識の醸成に向けた一層の取組が必要です。

また、歩行者、自転車利用者及び自動車等運転者が安全かつ快適に共存できるよう、互いに思いやり、理解を深め合う取組を進めることが必要です。

自転車の利用に適している本市の特徴を活かすとともに、自転車に関わる多様な主体との連携の下、市民が安全、快適かつ自発的に自転車を利用することにより、成熟した都市を目指し、本市にふさわしいまちづくりを推進するため、平成 29 年 (2017 年) 7 月に施行した「千葉市自転車を活用したまちづくり条例」に基づき、平成 30 年 (2018 年) 3 月に「千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画」を策定し、3 つの施策の柱「楽:自転車の活用と利用促進」「走:自転車の利用環境の整備」「守:交通安全の確保」及び関連する 12 の施策を掲げ、5 年間にわたり自転車政策を推進してきました。

2 目的

本計画は、計画期間を迎えた「千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画(第 1 期計画)」の成果や課題を踏まえつつ、千葉市らしい生活スタイルである『ちばチャリスタイル』をコンセプトに、条例に規定する「自転車の特性等を踏まえた活用と利用促進」「自転車を利用する環境の整備」「交通安全の確保等」を総合的に推進することにより意識醸成を図り、自転車を活用したまちの将来像を実現することを目的とします。

1-2 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法第 11 条に基づく「市町村自転車活用推進計画」に位置付けられ、 国の自転車活用推進計画を勘案するとともに、本市における自転車を活用したまちづくりの 総合的な計画として、関係部署や関連計画と相互に連携・調整を図ります。

千葉市

◆千葉市基本計画 (R4 年(2022 年)9 月)

整合(上位計画)

◆千葉市自転車を活用したまちづくり基本方針

(H28年(2016年)2月策定)

◆千葉市自転車を活用したまちづくり条例

(H29年(2017年)7月施行)

千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画

第2期計画: R5(2023)年3月

(第1期計画:H30(2018)年3月、改訂版:R3(2021)年8月)

※地方版推進計画に位置付け、以後継続

【楽】自転車の活用と利用促進

【走】自転車の利用環境の整備

【守】交通安全の確保

玉

- ◆安全で快適な自転車利用環境創出 ガイドライン(H28年(2016年)7月)
- ◆自転車活用推進法

(H29年(2017年)5月施行)

- ◆地方版自転車活用推進計画策定の 手引き(案)(H30年(2018年)8月)
- ◆第二次自転車活用推進計画

(R3年(2021年)5月)

良好な都市環境の形成

健康長寿社会の実現

観光立国の実現

安全で安心な社会の実現

連携

【施策の柱】

【自転車政策に関する市の主な個別部門計画】

勘案

【楽】

健やか未来都市ちばプラン(R30年3月)

- ・「健やか未来都市 ちば」を基本理念に、4つの基本目標を設定
- ・身体活動・運動に関する取組として、自転車利用による運動の普及啓発を位置付け

【楽】

千葉市都市計画マスタープラン(H28年3月)、千葉市立地適正化計画(H31年3月)

【走】

- ・両計画が一体となって「都市機能を集約した複数の拠点が公共交通と連携した多心型の 都市構造」の実現を目指す
- ・安全で快適な自転車ネットワークの構築、サイクルツーリズムとの連携、駐輪場の整備・ 再整備、利便性の向上等を位置付け

【楽】

千葉市地域公共交通計画(R4年3月)

- ・地域公共交通の活性化及び再生を図るため、4つの基本方針を設定
- ・意識醸成、シェアサイクルの利用促進、自転車レーンや駐輪場の整備、放置禁止区域に おける撤去・指導等を位置付け

【走】

【記】

ちばチャリ・すいすいプラン 改定版(R元年8月)

- ・千葉市における自転車の走行環境に係わる総合計画として位置付け
- ・2043 年を見据え、市内約 330km の安全で快適な自転車ネットワークの構築を目指す

【是】

第3次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画~ちばチャリ・Pプラン~(R5年3月)

・自転車等の放置の解消を目的として、「放置自転車等の対策」「管理・運営の効率化」 「利便性の向上」を位置付け

【走】

千葉市自転車駐車場等維持管理計画(R3年3月)

・駐輪場等の老朽化に対応し、「予防保全」「コストの平準化」「適正規模への見直し」の 観点から駐輪場等の機能の継続的な維持を目指す

(守)

第11次千葉市交通安全計画(R3年4月)

・交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の構築を目指し、交通ルールやマナー遵守 の徹底、自転車保険等への加入促進、ヘルメット着用の普及啓発等を位置付け

1-3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、千葉市全域とします。

なお、県や近隣自治体などにも関連する広域的な取組については、相互に連携・協力体制を 構築しながら推進していきます。



図 1-1 計画の対象区域(千葉市全域)

1-4 計画の期間

本計画の計画期間は、上位計画である千葉市基本計画との整合を図り、令和 5 (2023) 年~ 令和 14 (2032) 年の 10 年間とします。

なお、実施計画編は、第6章に示す各施策について 3 年ごとに進捗状況を評価・検証し、より効果的なものとなるよう見直しを行っていきます。

計画期間 (年度) R9 R10 R11 R12 R13 R14 H30 | R1 | R2 | R3 | R4 R5 R6 R7 R8 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2030 2031 2032 第1次計画 第2次計画 自転車活用推進計画 第1次計画 自転車活用推進計画 千葉市基本計画 基本計画(H24~) 基本計画 千葉市基本計画 3年ごとに見直し 実施計画 葉 **千葉市自転車を活用したまちづくり推進計画(第2期)** 市 千葉市自転車を 基本計画 改訂版 第1期計画 活用したまち 3年ごとに見直し 実施計画 づくり推進計画

表 1-1 計画の期間